

和名ケ谷スポーツセンター 物販等自動販売機設置事業 募集要項

松戸市では、和名ケ谷スポーツセンターに設置する物販等自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集します。参加される方は、この募集要項をよく読み、各条項をご承知の上お申込みください。

1 公募物件

(1) 所在地・名称 松戸市和名ケ谷1360番地 和名ケ谷スポーツセンター

(2) 設置場所・種別・台数

	場所	種別	台数	備考
①	プール階 (1階)	物販自販機	1台	・プールキャップ、ゴーグルの取扱いを必須とし、その他プール用品
		飲料等自販機 (一体型自販機)	1台	・飲料(缶/ペットボトル等) ・常温保存の食品類
②	地上階 (2階)	飲料自販機	2台	・飲料(缶/ペットボトル等)
		飲料等自販機 (一体型自販機)	1台	・飲料(缶/ペットボトル等) ・常温保存の食品類
③	屋外 (1階)	飲料自販機	1台	・飲料(缶/ペットボトル等)
計			6台	

※設置場所の詳細は、別添「設置場所位置図」をご確認ください。

※使用電力量を測定するための子メーターを設置してください。

※貸付範囲には、電源接続部分、放熱スペース、回収箱設置スペースを含みます。

※各自販機（物販自販機を除く）に、1個以上の回収箱を設置してください。

※地上階（2階）の飲料等自販機（一体自販機）1台は、飲料自販機も可とします。

2 応募資格要件

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としします。なお、応募申込書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、有資格者としては取り扱わないこととします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 法人市民税（個人にあっては住民税）を滞納していないこと。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 令和5年度及び令和6年度において、公共施設内で1年以上継続した自動販売機の営業実績があること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でないこと。

- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。

3 契約上の主な条件

(1) 貸付の内容

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付となり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

(2) 貸付期間

令和7年8月1日（金）から令和9年3月31日（水）まで（1年8か月）

(3) 設置者の費用負担

① 使用料

自販機と回収箱の使用面積に、市が定める1㎡あたりの使用料を乗じた金額を、年度ごとに市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付してください。

（参考：令和7年度1㎡あたり月額 199円（税抜き））

② 電気料

自販機の運転に必要な電気料は全額を設置事業者の負担とし、設置事業者が使用量を測定する子メーターを設置の上、子メーターの使用量に基づき、市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに納入してください。

③ 貸付料

自販機の売上金額に、提案に基づく料率を乗じて得た額に、消費税相当額を加えた金額を、市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに納入してください。

【最低制限料率】

物販自販機については7.0%、飲料自販機・飲料等自販機（一体型自販機）については18.0%を最低制限料率としますので、これ以上の料率を提案してください。

- ④ 自販機の設置、撤去移転等に要する一切の費用（原状復帰、電気子メーターの設置撤去を含む。）は、設置事業者が負担してください。

(4) 貸付上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ① 貸付物件を自販機設置以外の用途に供しないこと。
- ② 自販機設置に関する権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。
- ③ 酒類及びその他類似品の販売をしないこと。
- ④ 市場価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑤ 販売品目については、自販機設置者と市で調整のうえ決定すること。
- ⑥ 貸付期間の始期から7日以内に自販機の設置を行うこと。また、設置にあたっては施設管理者の指示に従うこと。
- ⑦ 市が公募物件を公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき、その他市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することができるものとする。
- ⑧ 設置事業者は、貸付期間が満了又は契約が解除された場合は、直ちに自己の責任におい

て原状に復して、市に返還すること。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

4 設置条件

次の事項を遵守してください。

- (1) フロン・代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。
- (2) 新通貨に対応した機種であること。また、今後新通貨が発行される際は、速やかに適宜対応すること。
- (3) 自販機の設置にあたっては、転倒防止等の安全に十分留意すること。
- (4) 自販機周辺及び回収箱は常に清潔に保つこと。

5 維持管理責任

次の事項を遵守してください。

- (1) 自販機の維持管理は設置事業者自身が責任を持って行い、常に商品の補充、賞味期限、金銭管理並びにごみの回収及びリサイクルについて、設置事業者の責任において適切に行うこと。
- (2) 衛生管理等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は設置事業者の責任において遅滞なく対応すること。
- (3) 自販機の故障、釣銭切れ等に伴う苦情等については、設置事業者の責任において丁寧に対応するものとし、自販機に連絡先を分かりやすく明記すること。
- (4) 売上実績（売上個数、金額等）を市が定める期日までに毎月報告すること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当する場合には、市は契約を解除することができるものとする。
 - ① 期日までに使用料、電気料、貸付料その他必要経費等が納付されないとき
 - ② 苦情等への適正な対応がなされないとき
 - ③ 使用済みの容器の回収が適正に行われないとき

6 質問書及び回答について

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり応募申込前に受け付けます。

※質問の有無にかかわらず、応募申込予定の場合は必ず質問書を提出してください。

- (1) 質問受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月9日（月）午後5時まで

- (2) 質問方法

質問書に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。

<質問書提出先>

松戸市 環境部 和名ヶ谷クリーンセンター

E-mail : mcleanwanagaya@city.matsudo.chiba.jp

- (3) 回答方法

回答内容を全て取りまとめた上で、令和7年6月12日（木）に質問書提出者へ電子メールで一括回答します。なお、質問への回答をもって、募集要項等へ追加または修正をしたものとしします。

7 応募書類の提出について

応募する場合、以下の書類を提出期間内に提出ください。

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（所定書式）
- ② 料率提案書（所定書式）
- ③ 会社概要
- ④ 法人の履歴事項全部証明書（個人は住民票記載事項証明書）
※発行後3か月以内のもの
- ⑤ 国税の納税証明書その3の3（個人事業者はその3の2）
※直近1年分、発行後3か月以内のもの
- ⑥ 市町村税の納税証明書
※直近1年分、発行後3か月以内のもの
- ⑦ 印鑑登録証明書 ※発行後3か月以内のもの
- ⑧ 設置を希望する自販機のカatalog
- ⑨ 自販機の設置実績がわかる書類（契約書の写しなど）

(2) 提出期間等

提出期間：令和7年6月13日（金）から令和7年6月25日（水） まで

提出方法：郵送または持参

※郵送の場合は、配達証明等到着日時の記録が残るものを使用し、
上記期間内必着でお送りください。

※持参の場合は、土・日曜日を除く午前9時から正午、及び
午後1時から午後5時までの間にお持ちください。

提出先：〒270-2232 松戸市和名ヶ谷1349-2

和名ヶ谷クリーンセンター 庶務施設係

(3) 提出書類の差替え等の禁止

応募者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることは
できないものとします。

8 失格事項

- (1) 応募書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合。
- (2) 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合。

9 決定方法

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている応募者の中で、「3 契約上の主な条件」に定める【最低制限料率】以上で最高の料率を提案した応募者を、設置事業者とします。
- (2) 提案料率が同一の場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。

10 決定事業者の公表等

事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、松戸市ホームページに決定事業者を掲載します。

11 その他

(1) 現在、和名ヶ谷スポーツセンターには本案件6台の他、他事業者による飲料等の自販機が10台設置してあります。

(2) 工事等のため、施設の一部または全部を一定期間閉鎖する場合があります。

令和7年度は、体育室及び小体育室の一定期間閉鎖が予定されています。

(3) 令和6年度の実績は下記のとおりです。

※令和6年9月9日から令和7年2月28日まで工事のためプール閉鎖。

■令和6年度 年間利用者数

4月	18,817人	8月	31,629人	12月	10,167人
5月	21,498人	9月	14,363人	1月	10,658人
6月	24,360人	10月	9,895人	2月	9,692人
7月	29,830人	11月	10,722人	3月	20,345人
				合計	211,976人

■令和6年度 年間売上数

	場所	種別	台数	令和6年度 年間売上数
①	プール階（1階）	物販自販機	1台	2,964個
		飲料等自販機（一体型自販機）	1台	5,029本/個
②	地上階（2階）	飲料自販機	3台	計17,834本
③	屋外（1階）	飲料自販機	1台	4,321本
合計			6台	30,148本/個

12 全体日程

質問受付期間	令和7年6月2日（月）～6月9日（月）午後5時
質問回答期限	令和7年6月12日（木）
応募書類提出期間	令和7年6月13日（金）～6月25日（水）
契約締結日（予定）	令和7年7月1日（火）
準備期間	令和7年7月1日（火）～7月31日（木）
貸付期間	令和7年8月1日（金）～令和9年3月31日（水）

13 募集に関する問い合わせ先

松戸市 環境部 和名ヶ谷クリーンセンター 庶務施設係

担当：渋谷 木村

〒270-2232 松戸市和名ヶ谷1349-2

Tel 047-392-1118 Fax 047-392-1119

E-Mail mccleanwanagaya@city.matsudo.chiba.jp